

パブリックコメントでの意見と県の考え方

1 意見募集期間

平成17年9月15日～平成17年10月12日

2 意見の件数

17名 24件

男女別	男性 10名 女性 7名
市町村別	山口市(2)、萩市、防府市(2)、下松市、岩国市(2)、光市、長門市、柳井市(2)、周南市、周東町、美東町(2)、秋芳町

3 意見の内容

項目	番号	意見の内容	県の考え方
啓発	1	有事の際の国民保護と言ってみても、県民のほとんどが平和ボケしていて、実感が湧かないと思う。転ばぬ先の杖ということで、いざという時に県民一人ひとりが何をすればよいのかよくPRすることが大切である。(防府市・男性)	想定される事態の類型ごとに、特徴や留意点を記載している(p19～、p94～)。また、国(内閣官房)においても、国民保護ポータルサイトを設け、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について啓発を行っている。今後、これらを含め、様々な機会を通じて、県民に対し国民保護措置に関する啓発(p54～)に努めていく。
	2	ほとんどの国民は、我が国に有事が発生することは、考えていないのではないかと。 例えば生物兵器や化学兵器が使われたとき、どのようにしたら身の安全を守ることができるのか分からないと思う。まず、国民に有事の際の心得をよく教えておく必要があると思う。(美東町・男性)	
訓練	3	計画には警報や避難などの仕組みが詳しく書かれているが、それらの仕組みが上手く働くかどうか平素から訓練で確認しておくことが大切であると思う。(萩市・女性)	計画の実効性を高めていく上で訓練は重要であるので、今後、関係機関とも連携しながら、避難や救援等の訓練に努める(p40～)。
	4	いざというときに、県民の命を守るためには、常日頃からの避難訓練など行政が主体となって進めていただきたい。(長門市・女性)	

項目	番号	意見の内容	県の考え方
国民（自主防災組織等）の協力	5	高齢者や障害者に警報などを伝えたり、避難を手助けする際には、病院や福祉施設の関係者はもちろん自治会や各地で組織されている防災組織の役割も大切になると思うので、そうした団体の協力が得られるように県として、体制を整備することが必要と思う。（下松市・女性）	国民保護措置を円滑に行うためには、国民の協力、特に自主防災組織やボランティア団体の協力は重要であるので、県としても、その支援に努めていく（p32）。
自衛隊の国民保護措置	6	県の計画では、自衛隊が住民の避難誘導などにあたるということになっているが、自衛隊は防衛活動で手一杯で、本当に住民の保護まで手が回るのだろうか。自衛隊に頼らないで住民の保護ができるような仕組みが必要ではないか。（山口市・女性）	国民保護措置は、基本的には国、県、市町村等が中心となって行うこととなるが、国民保護措置を円滑に行う上で必要がある場合には、知事が自衛隊の派遣を要請することとしており、自衛隊は、侵害排除活動に支障のない範囲で、国民保護措置を実施することとなる（p76～）。
中山間地域、島部の避難	7	中山間地域や島しょ部などは、特に高齢者の一人暮らしも多く、いざという時の分かりやすい避難方法などについての配慮が必要になると思う。（柳井市・男性）	高齢者や障害者など災害時要援護者への配慮については、国民保護措置に関する基本方針（p6～）の一つにも掲げており、警報の伝達に当たり民生委員や社会福祉施設等と協力すること（p36）や、避難誘導に際し優先的に避難させること、残留者を確認すること（p106）などを計画に盛り込んでいる。
避難の指示	8	有事が発生したときには、避難しなければならない範囲が広がるので、逃げ遅れや、取り残される人が出ないように、行政側からの早めの避難を呼びかけることが大切だと思う。（周南市・男性）	警報や緊急通報、避難の指示が住民に速やかに伝達できるよう、通報体制を確立（p81～）するとともに、情報伝達ルートが多ルート化等に努めることとしている（p33）。 また、要避難地域に残留者が出ないように、避難の実施後、速やかにその有無を確認することとしている（p106）。
	9	避難勧告を適切に行えるような体制作りをしてほしい。（防府市・男性）	

項目	番号	意見の内容	県の考え方
大規模集客施設における避難	10	<p>駅や空港など大勢の人々が集まる施設でテロが起きたら、群集心理でパニック状態になり、事態を一層混乱させてしまう。</p> <p>施設の管理者が、何が起きたのか施設内にいる人々に速やかに知らせ、冷静に避難するよう誘導することが大切だと思う。</p> <p>(美東町・女性)</p>	<p>病院や駅、空港、大規模集客施設など不特定多数の人々が利用する施設については、市町村と連携し、それらの施設の管理者に対して警報等を伝達することとしており、管理者を通じ、利用者に情報を伝達していただくことにより、避難誘導を円滑に行うこととしている(p35)。</p>
<p>その他 (国際平和への努力)</p> <p>消防の広域応援体制</p>	11	<p>「有事」の想定を行うよりは「国際平和」に向けた努力を今後とも継続してほしい。</p>	<p>国際的な紛争は、外交努力を通じて解決されることが望ましく、そのことが国民を守る最も有効な方策と考えるが、一方、県民の生命や財産を守る立場にある県としては、万一の有事に備え、国民保護計画を作成しておくことが必要であると考えている。</p>
	12	<p>しかし、万一の有事の際の人命救助活動などの場面においては、大規模な地震の場合と同様、消防の力が大変重要になると思う。しかも、有事の場合は、より広い範囲での活動となることも考えられるので、県内の消防だけでなく、県外の消防の応援も得ながら円滑に活動を行えるような連携体制の整備が必要と思う。</p> <p>(山口市・女性 2件)</p>	<p>武力攻撃事態等においては、避難や救援等の措置を広域的に行う必要も生じることから、消防庁や他県とも連携し、緊急消防援助隊による活動が円滑に実施できるよう、支援体制を整備することとしている。</p> <p>第2編(p29)に(4)として以下のとおり追加。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(4) 緊急消防援助隊の支援体制整備</p> <p>県は、消防庁及び他の都道府県と連携し、また、県内代表消防本部等と調整を図りながら、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。</p> </div>

項目	番	意見の内容	県の考え方
安否情報の提供	13	<p>万一、我が国が戦争状態になったら、避難住民があふれ、被災者の安否の問い合わせが殺到すると思う。</p> <p>地震の時でも、被災地に電話が集中し、連絡がとれないこともよくある。安否に関する情報を、早く知ることができる仕組みが必要。</p> <p>(秋芳町・女性)</p>	<p>安否情報の収集や提供は、国、県、市町村が連携して行うこととしており、住民からの安否情報の照会については、対策本部に設置する窓口で、書面や電話、メール等により受け付けることとしている。なお、国においては、今後、広域的に、また迅速に安否情報が検索できるよう、効率的なシステムを検討し、県や市町村に提示する予定となっている(p36～、p120～)。</p>
その他 (自然災害への対策に全力を)	14	<p>憲法を守れば、危機管理など不要である。それより、台風や地震対策、高齢者対策に全力を尽くすべき。</p> <p>(周東町・男性)</p>	<p>国際的な紛争は、外交努力を通じて解決されることが望ましく、そのことが国民を守る最も有効な方策と考えるが、一方、県民の生命や財産を守る立場にある県としては、万一の有事に備え、国民保護計画を作成しておくことが必要であると考えます。</p>
<p>その他 (武力攻撃と自然災害を同様の体制で考えるのは無理がある) 訓練等</p> <p>その他 (自然災害への対策を優先すべき)</p>	<p>15</p> <p>16</p> <p>17</p>	<p>武力攻撃と自然災害は違う。ひとくくりで同じような危機管理体制で考えるのは無理があると思う。</p> <p>演習や訓練を繰り返して、武力攻撃の危機をあおるのはおかしいと思う。</p> <p>自然災害の対策こそ今は急がれており、そちらを最重点でやるべきである。</p> <p>(岩国市・男性 3件)</p>	<p>武力攻撃災害と自然災害では対処の仕方が異なることから、別々の法律や計画に基づき、対処することとなるが、備蓄や訓練等相互に兼ねることができるものについては、防災部門と連携を図りながら実施することとしている(p40～、53)。</p> <p>訓練は、どこまでも計画の実効性を高めていくために行うものであり、訓練への住民の参加については、住民の自発的な協力を委ねることとしている(p40～)。</p> <p>県では、自然災害への対応についても、地震対策や風水害対策として、県有施設の耐震化やハザードマップの整備など諸施策を進め、対策の強化に努めているところである。</p>

項目	番号	意見の内容	県の考え方
その他	18	<p>諸外国でも有事のときに備えて文民保護のしくみがあると聞いているので、是非、本県でも立派な計画を作ってもらいたい。</p> <p>(柳井市・男性)</p>	<p>県では、昨年9月に施行された国民保護法に基づき、今年度中を目途に国民保護計画を作成しているところであり、県民の皆様のご意見もお聴きしながら、より実効性のある計画にしたいと考えている。</p>
<p>国民保護法 (国民保護法は憲法違反、軍事優先社会を作ろうとするもの)</p> <p>計画面全般 (対応不可)</p> <p>の具体的事例 離島の全住民避難</p> <p>自衛隊・米軍施設周辺の避難</p>	19	<p>国民保護法は憲法に違反する有事関連法案の一つであり、国民保護という名目で、攻撃を想定し、脅威をあまり、いつ戦争が起きてもいいように平素から戦争に備える意識を住民・自治体に浸透させようとするものであり、基本的人権を否定し、軍事優先の社会を作り出そうとするものである。</p> <p>国民保護計画の策定に反対する立場であるが、「計画面」では住民の命と財産がまもれない。</p> <p>具体的に例示すると、本県の地域特性に応じた避難の方法のうち、「離島の全住民の本土への避難」(着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合)では、離島航路の利用を基本としているが、計画面では相当な時間を要することが予定されており、住民に犠牲者ができると理解されなければならない。また航行する船舶は侵攻軍の火力武器の格好の標的となる。</p> <p>また、「自衛隊施設、米軍施設の周辺地域における避難」では「施設が防衛稼働の拠点となる等の特性があることから、侵害排除活動との輻輳を避けるため、--国と連携を密にし、避難施設、避難経路および運送手段を確保する。」とするにとどまっており、なんら具体的な対策が示されていない。</p>	<p>国民保護法は、万一、わが国が武力攻撃を受けた場合や、平時において大規模テロ等が発生した場合に、国民を保護することを目的に整備されたものであり、県民の生命や財産を守る立場にある県としては、必要な法律であると考えている。</p> <p>計画面には、本県の地域特性として、有人離島が多いこと、自衛隊施設及び米軍施設が存在すること、石油コンビナートが存在することの3点を掲げ、これらの特性に応じた基本的な避難方法をお示ししている。県としては、これを基本に、国や市町村等関係機関とも連携・協力しながら、事態に応じて適切に国民保護措置を実施し、被害の最小化に努めたいと考えている。</p>
その他 (武力攻撃と自然災害との混同は問題)	21	<p>武力攻撃と自然災害を混同させていることも必然性がなく問題があると考えべきである。</p> <p>(岩国市・男性 3件)</p>	<p>武力攻撃災害と自然災害では対処の仕方が異なることから、別々の法律や計画に基づき、対処することとなるが、備蓄や訓練等相互に兼ねることができるものについては、防災部門と連携を図りながら実施することとしている(p40～、53)。</p>

項目	番 号	意見の内容	県の考え方
計画案全般 (反対)	22	国民保護計画は、憲法に違反する戦争のための有事関連法案を具体化し、国民を戦争体制に組み込むことを目的としており、基本的に反対である。	国民保護計画は、どこまでも、万一の武力攻撃事態等に備え、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処など、関係機関が行う国民保護措置の仕組み等を定めるものである。
その他 (平和憲法を世界に広げることこそ求められている)	23	日本は、戦後60年間、戦争を禁止した憲法のもとで他国の誰一人の命を奪うことはなかった。私たちは、この戦後の歴史に誇りを持って、平和憲法を世界に広げることこそが今求められているのではないか。	国際的な紛争は、外交努力を通じて解決されることが望ましく、そのことが国民を守る最も有効な方策と考えるが、一方、県民の生命や財産を守る立場にある県としては、万一の有事に備え、国民保護計画を作成しておくことが必要であると考えている。
その他 (アジア諸国との友好関係を深めることこそ平和への道)	24	国民保護法も日本に再び戦争体制を築くものとして、アジア諸国から警戒の声が上がっている。山口県は地理的にもアジア諸国との窓口にあたり、中国、韓国とも友好関係を深めてきた。この関係をより深めることこそが平和への道ではないか。 (光市・男性 3件)	本県では、これまで中国山東省や韓国慶尚南道との広範な交流を通じ、地方レベルで友好親善に努めてきたところであり、今後とも、こうした取組を推進することとしている。また、国民保護法は、どこまでも万一の有事に備え、国民を保護することを目的に整備されたものである。